



第2期 東松島市
子ども・子育て支援事業計画



令和2年3月
東松島市

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	1
3 計画期間	2
4 策定体制	2
第2章 東松島市の子ども・子育てを取り巻く環境	3
1 人口・世帯等	3
2 教育・保育施設の状況	7
3 地域子ども・子育て支援事業の状況	9
4 ニーズ調査の結果概要	14
第3章 子ども・子育て支援の基本的な考え方	21
1 基本理念	21
2 基本的な視点	22
3 施策体系	23
第4章 幼児期の教育・保育の充実	24
1 保育サービスの充実	24
2 教育・保育の質の向上と一体的提供の推進	26
第5章 すべての子どもの健やかな成長の支援	28
1 子どもの可能性を伸ばす教育の推進	28
2 障がい児支援・発達支援の充実	31
3 子どもの安全・安心の確保	34
第6章 安心して産み育てられる環境づくり	36
1 妊娠・出産期から切れ目のない包括的な支援	36
2 児童虐待防止対策の強化	38
3 ひとり親家庭支援の充実	41
第7章 地域ぐるみの子育て支援	42
1 子育て支援施設・子どもの居場所の充実	42
2 多様な主体による子育て支援の推進	44

第8章 子育てと仕事の両立支援.....	45
1 子育てと仕事の両立を支援する就労環境の整備促進.....	45
2 家庭における男女共同参画の推進.....	46
第9章 量の見込みと確保方策.....	47
1 教育・保育提供区域の設定.....	47
2 教育・保育施設の量の見込みと確保の方策.....	48
3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の方策.....	51
第10章 計画の着実な推進に向けて.....	57
1 計画の推進体制.....	57
2 計画の達成状況の点検・評価.....	57

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

平成24年8月に制定された子ども・子育て支援法により、都道府県及び市町村においては、子ども・子育て支援事業計画の策定が義務づけられ、本市においても、子ども・子育て支援法の趣旨を踏まえ、生まれ育つすべての子どもが健やかに成長する環境の向上と、市全体で子育てを支える取り組みの充実を目指し、平成27年度を初年度とする「東松島市子ども・子育て支援事業計画」（以下「第1期計画」という。）を策定しました。

第1期計画が令和元年度で最終年度を迎えることから、引き続き計画的かつ効果的に施策を推進するため、「第2期東松島市子ども・子育て支援事業計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

■子ども・子育て支援法の趣旨（子ども子育て支援法より抜粋）

（基本理念）

第二条 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。

（市町村等の責務）

第三条 市町村は、この法律の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

- 一 子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、子ども及びその保護者に必要な子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行うこと。

2 計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として位置付けられます。

3 計画期間

本計画の計画期間を令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

4 策定体制

(1) 東松島市子ども・子育て支援事業計画策定委員会

市民及び専門家の意見を広く聴取し、計画に反映させることを目的として、保育所・幼稚園関係者や民生委員児童委員、主任児童委員、子育て支援関係者、公募市民等により構成する「東松島市子ども・子育て支援事業計画策定委員会」を設置し、事業計画の策定について協議しました。

実施時期	協議内容
平成31年3月	子ども・子育てに関する利用希望把握調査結果報告について
令和元年12月	第2期東松島市子ども・子育て支援事業計画（骨子案）について
令和2年3月	第2期東松島市子ども・子育て支援事業計画（素案）について

(2) 東松島市子ども・子育て会議

本計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法第77条に定められている「合議制の機関（地方版子ども・子育て会議）」として「東松島市子ども・子育て会議」を設置し、計画策定に対し意見を伺いました。

(3) 利用者意向把握調査（ニーズ調査）の実施

子育て家庭の教育・保育及び子育て支援に関する現在の状況や今後の希望の把握を通じて、幼児期の教育・保育施設、地域型保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを算出し、確保の方策を検討するため、ニーズ調査を実施しました。

結果の概要は、「第2章 4 ニーズ調査の結果概要」のとおりです。

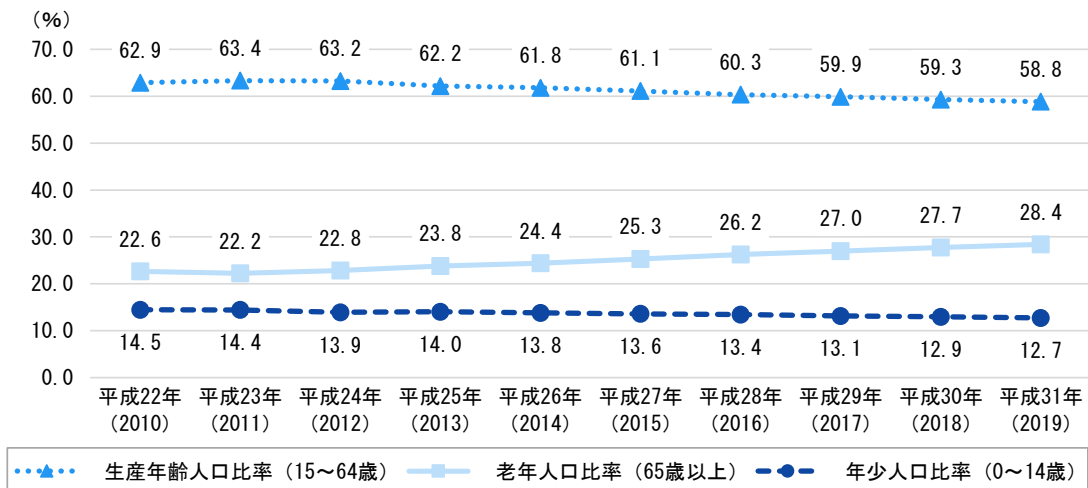
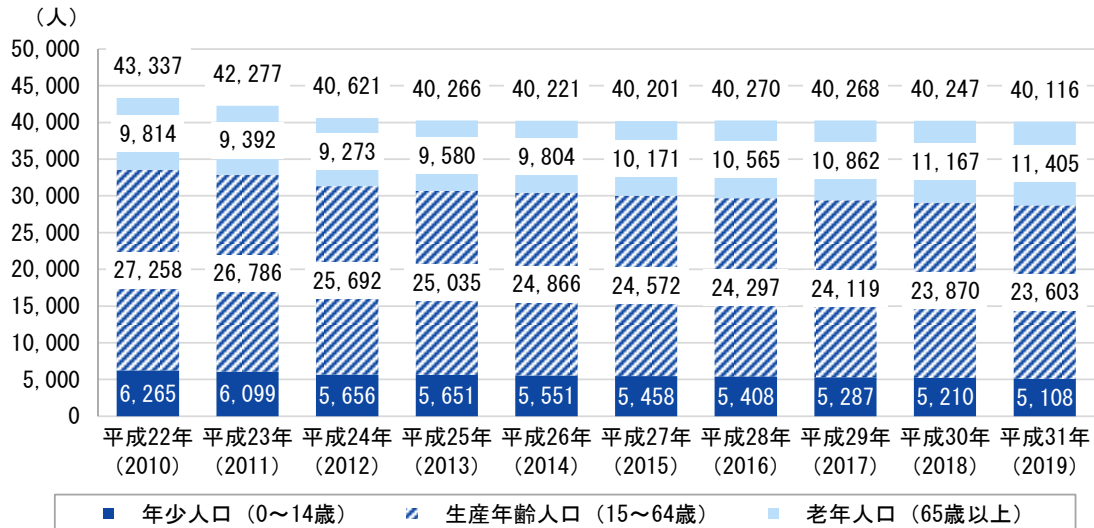
第2章 東松島市の子ども・子育てを取り巻く環境

1 人口・世帯等

(1) 人口の状況

○本市の総人口は減少傾向が続いています。

○年少人口は、平成22年以降、一貫して減少しています。特に平成22年から平成24年にかけて、震災の影響により大きく減少しています。



(資料：住民基本台帳※平成25年以前は各年4月1日、平成26年以降は各年1月1日現在)

(2) 世帯の状況

○本市の一般世帯数は、平成27年時点で13,800世帯となっており、平成17年から10年間で261世帯(1.9%)増加しています。

○一般世帯のうち約6割が核家族世帯であり、全国や宮城県と比較して高い割合となっています。少子化の影響等により、子どもがいる核家族世帯は平成17年から減少してきています。

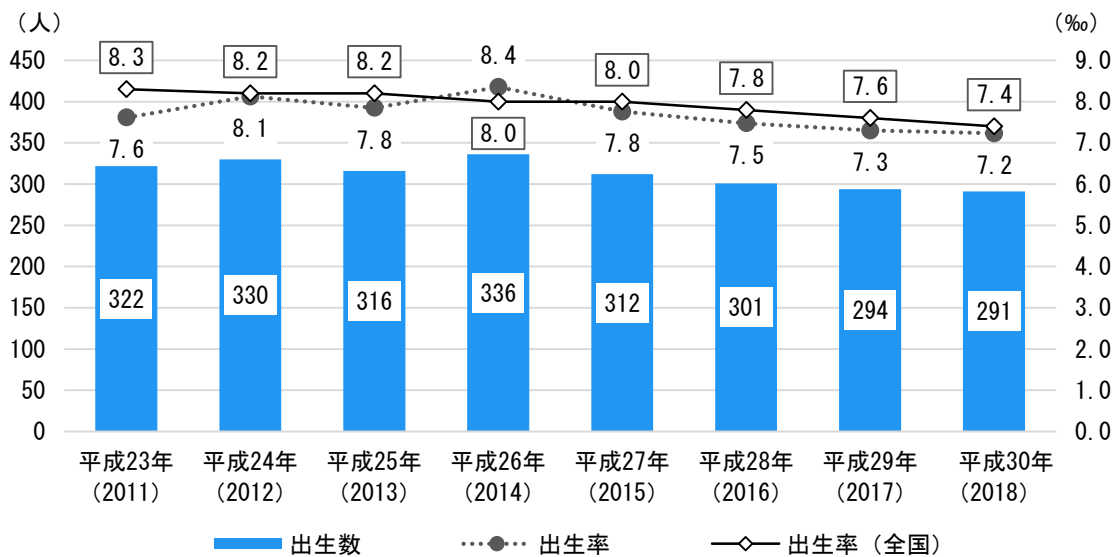
	東松島市				宮城県		全国	
	平成17年		平成27年		平成27年		平成27年	
	世帯数	割合	世帯数	割合	世帯数	割合	世帯数	割合
一般世帯	13,539	-	13,800	-	942,569	-	53,331,797	-
核家族世帯	7,713	57.0%	7,899	57.2%	483,580	51.3%	29,754,438	55.8%
うち6歳未満の子どもがいる世帯	1,218	9.0%	1,010	7.3%	64,576	6.9%	3,979,860	7.5%
母子世帯	284	2.1%	264	1.9%	12,767	1.4%	754,724	1.4%
うち6歳未満の子どもがいる世帯	70	0.5%	46	0.3%	2,092	0.2%	132,108	0.2%
父子世帯	38	0.3%	38	0.3%	1,327	0.1%	84,003	0.2%
うち6歳未満の子どもがいる世帯	4	0.03%	2	0.01%	74	0.01%	6,175	0.01%

(資料：総務省「国勢調査」(各年10月1日現在))

(3) 出生の状況

○本市の出生数は、年により増減があるものの減少傾向がみられ、平成29年で294人となっています。

○出生率(人口千人あたり出生数)は、平成26年を除く各年で全国平均より低くなっています。

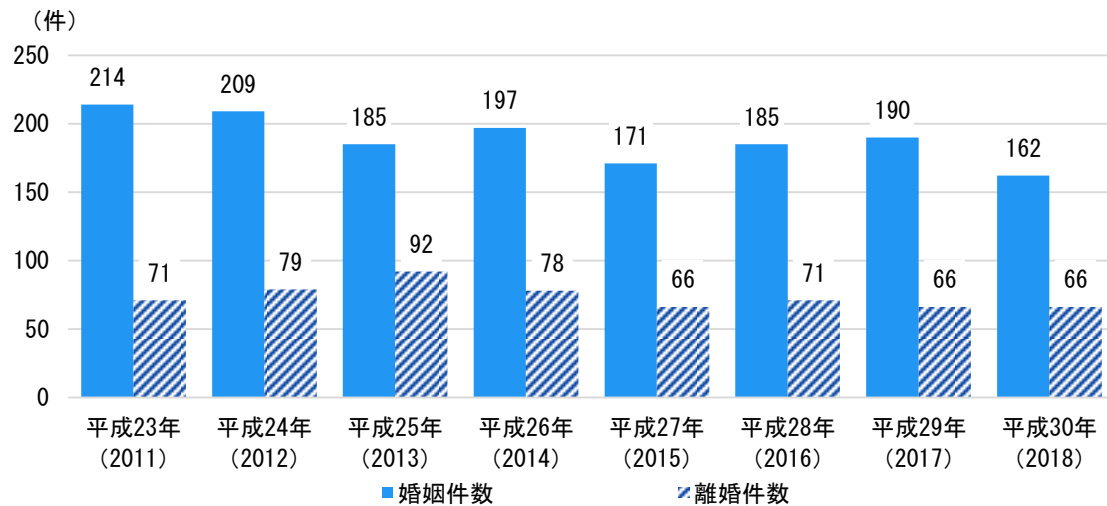


(資料：人口動態統計)

(4) 婚姻・離婚の状況

○婚姻件数は、平成 23 年度以降、減少傾向が続いていましたが、平成 28 年度に増加し、平成 29 年度には 190 件となっています。

○離婚件数は、平成 25 年度以降、減少傾向が続いており、平成 29 年度は 66 件となっています。

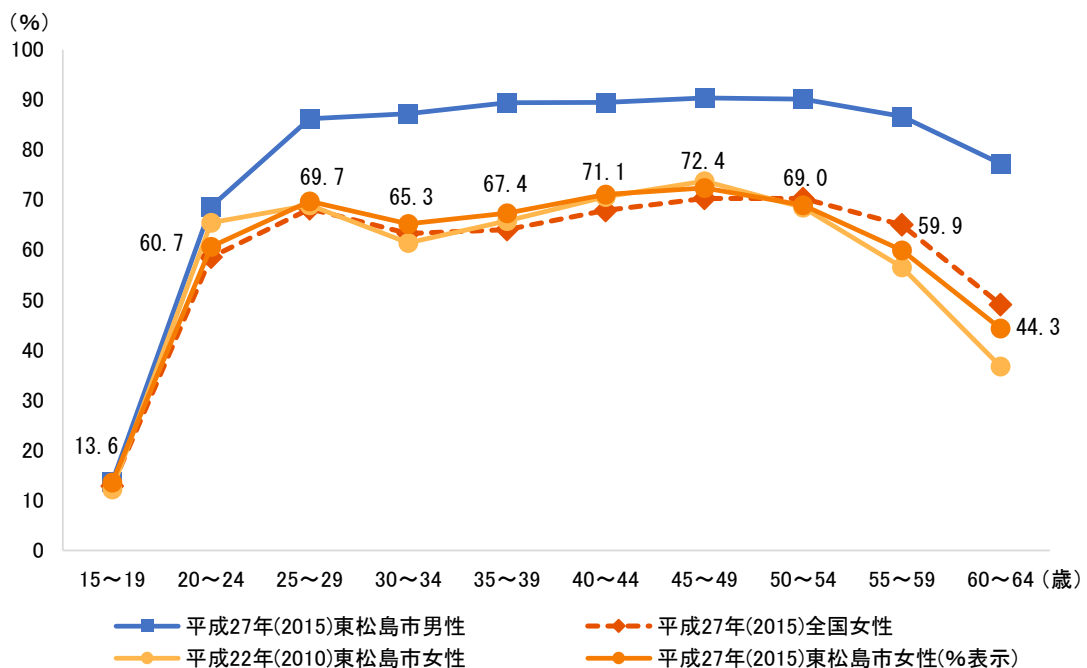


(資料：人口動態統計)

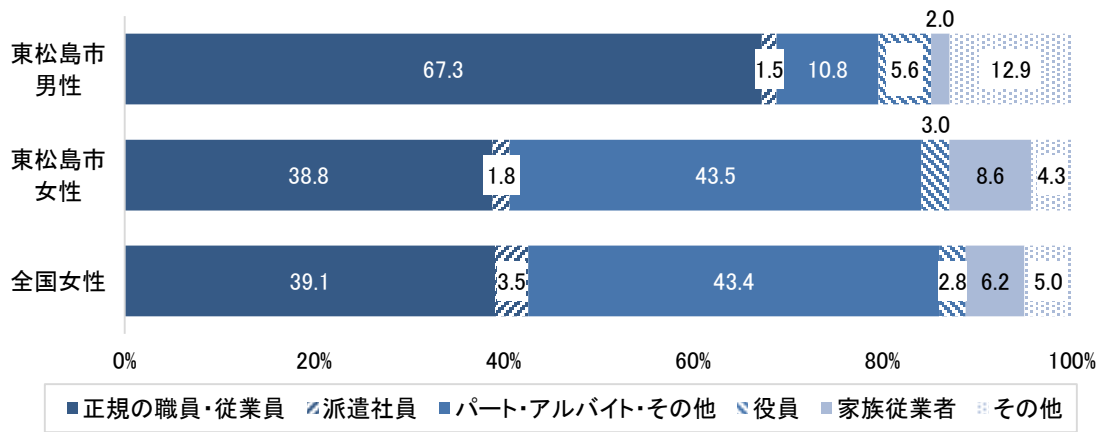
(5) 就労の状況

○本市の年齢別労働力率をみると、女性では 20 歳代後半及び 40 歳代の労働力率が高くなっているものの、平成 27 年では平成 22 年に比べ 30 歳代の労働力率が上昇しており、いわゆるM字カーブは緩やかになってきています。

○平成 27 年の就業者の地位をみると、本市女性は全国と比べて「家族従業者」の割合が高くなっています。



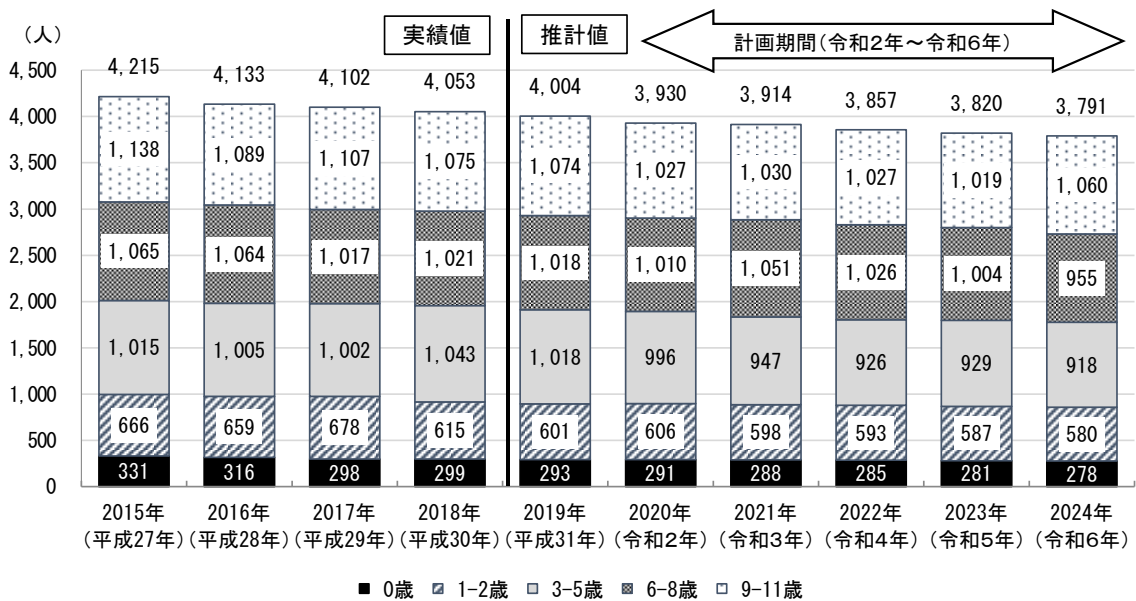
(資料：平成 22 年、平成 27 年国勢調査)



(資料：平成 27 年度国勢調査)

(6) 児童数の推計

○計画期間における児童数(0~11歳)について、平成27年から平成30年までの実績をもとにコーホート変化率法^(※)により推計をすると、最終年度の令和6年における児童数は3,791人となり、平成30年の4,053人と比べて262人減少すると推計されます。



※コーホート変化率法とは、同じ期間に生まれた集団(今回は各年の性別・年齢別人口)の一定期間における人口増減の割合(変化率)が今後も続くものとして推計する方法です。

2 教育・保育施設の状況

(1) 保育施設の利用状況

○本市には、公立7か所、私立2か所、計9か所の認可保育所と、2か所の小規模保育事業所が設置されています。

○入所児童数は平成31年4月1日現在、認可保育所が667人、小規模保育事業所が38人となっています。増加傾向にあり、定員の拡充及び小規模保育事業所の設置にて対応していますが、待機児童が発生しています。

○このほか、1か所の企業主導型保育園及び3か所の認可外保育施設が運営されています。

■保育所の入所児童数の推移（各年4月1日現在） 【単位：人】

区分	2015年 (平成27年)	2016年 (平成28年)	2017年 (平成29年)	2018年 (平成30年)	2019年 (平成31年)
総数	568	643	636	647	667
0歳児	24	26	16	24	26
1歳児	76	96	79	79	91
2歳児	105	118	113	99	108
3歳児	108	141	140	150	130
4歳児	126	129	153	141	164
5歳児	129	133	135	154	148

■小規模保育事業所の入所児童数の推移（各年4月1日現在） 【単位：人】

区分	2015年 (平成27年)	2016年 (平成28年)	2017年 (平成29年)	2018年 (平成30年)	2019年 (平成31年)
総数	19	19	56	48	38
0歳児	3	3	12	10	6
1歳児	7	7	21	19	16
2歳児	9	9	23	19	16

■待機児童数の推移（各年4月1日現在） 【単位：人】

区分	2015年 (平成27年)	2016年 (平成28年)	2017年 (平成29年)	2018年 (平成30年)	2019年 (平成31年)
総数	39	0	39	24	16
0歳児	6	0	11	4	2
1歳児	7	0	16	6	3
2歳児	16	0	6	7	5
3歳児	8	0	3	5	4
4歳児	2	0	3	2	1
5歳児	0	0	0	0	1

(2) 幼稚園の利用状況

- 現在、特定教育・保育施設が1園、確認を受けない私立幼稚園が3園、計4園の幼稚園が設置されています。
- 特定教育・保育施設の入園児童数は減少傾向となっており、平成31年には定員140人に対し、入園児童が53人となっています。確認を受けない幼稚園の入園児童数は概ね横ばいとなっており、平成31年には定員540人に対し、入園児童が441人となっています。

■幼稚園の設置状況（各年4月1日現在） 【単位：か所、人】

区分	2015年 (平成27年)	2016年 (平成28年)	2017年 (平成29年)	2018年 (平成30年)	2019年 (平成31年)
施設数	4	4	4	4	4
特定教育・保育施設	1	1	1	1	1
確認を受けない幼稚園	3	3	3	3	3
定員	680	680	680	680	680
特定教育・保育施設	140	140	140	140	140
確認を受けない幼稚園	540	540	540	540	540

■入園児童数の推移（各年4月1日現在） 【単位：人】

特定教育・保育施設	2015年 (平成27年)	2016年 (平成28年)	2017年 (平成29年)	2018年 (平成30年)	2019年 (平成31年)
総数	89	79	74	64	53
3歳児	0	0	0	0	0
4歳児	36	44	35	26	24
5歳児	53	35	39	38	29

確認を受けない幼稚園	2015年 (平成27年)	2016年 (平成28年)	2017年 (平成29年)	2018年 (平成30年)	2019年 (平成31年)
総数	419	436	423	449	441
2歳児	7	4	3	4	1
3歳児	107	133	122	135	131
4歳児	158	139	156	153	158
5歳児	147	160	142	157	151

3 地域子ども・子育て支援事業の状況

(1) 利用者支援事業

○平成31年1月1日に子育て世代包括支援センターを矢本保健相談センター内に設置し、母子保健型での実施をしています。

■利用者支援事業の推移

単位：か所

		H27年度 (2015)	H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	R元年度 (2019)
計画値	実施か所数	1	1	1	1	1
実績	実施か所数	0	0	0	1	1

(2) 地域子育て支援拠点事業

○市内2か所で実施しています。保育施設等利用者の増加に伴い、利用回数が減少してきています。

■地域子育て支援拠点事業の推移

単位：利用回数（人回）/実施か所（か所）

		H27年度 (2015)	H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	R元年度 見込み (2019)
計画値	計画利用者数	6,500	6,500	6,500	6,500	6,500
実績	延べ利用回数	14,406	13,864	13,096	11,434	11,241
	実施か所数	2	2	2	2	2

(3) 妊婦健康診査事業

○受診実績と出生数を勘案して想定される数を見込みましたが、出生数が推計値を下回っているため、利用者数についても計画値を下回っています。

○妊婦健康診査助成は全14回分助成しています。満期出産したと仮定した場合の平均受診回数は11～12回で、9割が異常なしの結果となっています。

■妊婦健康診査事業の推移

単位：人

		H27年度 (2015)	H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	R元年度 見込み (2019)
計画値	計画利用者数	315	306	298	287	275
実績	利用者数	259	255	250	233	265

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

○受診実績と出生数を勘案して想定される数を見込みましたが、平成 28 年度以降は出生数が推計値を下回っているため、利用者数についても計画値を下回っています。

○里帰り出産のケースについては他市町に新生児訪問として依頼し、出生児全数に対し対応しています。

■乳児家庭全戸訪問事業の推移

単位：人

		H27 年度 (2015)	H 28 年度 (2016)	H 29 年度 (2017)	H 30 年度 (2018)	R 元年度 見込み (2019)
計画値	計画利用者数	315	306	298	287	275
実績	利用者数	328	296	280	261	260

(5) 養育支援訪問事業

○訪問者数に大きな増減はなく、サポート不足のケースは、平成 31 年 4 月から開始している産前産後ヘルパー事業の利用につなげています。

■養育支援訪問事業の推移

単位：人

		H27 年度 (2015)	H 28 年度 (2016)	H 29 年度 (2017)	H 30 年度 (2018)	R 元年度 見込み (2019)
計画値	計画訪問者数	40	40	40	40	40
実績	訪問者数	47	47	56	48	40

(6) 子育て短期支援事業

○受け皿となる施設等がないため利用を見込んでおらず、本市単独では実施していません。

■子育て短期支援事業の推移

単位：人

		H27 年度 (2015)	H 28 年度 (2016)	H 29 年度 (2017)	H 30 年度 (2018)	R 元年度 見込み (2019)
計画値	計画利用者数	0	0	0	0	0
実績	利用者数	0	0	0	0	0

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

○未就学児の利用は、年度によって増減がありますが、平成30年度で224人の利用実績となっています。

○小学生の利用は、各年度20～30人の利用がありました。

■子育て援助活動支援事業の推移

単位：人

		H27年度 (2015)	H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	R元年度 見込み (2019)
計画値利用者数(小学生)		0	0	0	0	0
実績	利用者数(未就学)	116	142	479	224	243
	利用者数(小学生)	23	33	21	26	17

(8) 一時預かり事業（幼稚園預かり保育・幼稚園預かり保育以外）

○幼稚園預かり保育は、市内3か所で実施しており、各年度で計画値を下回る利用となっています。

○幼稚園預かり保育以外の利用は、概ね計画値どおりの利用となっていますが、平成30年度には計画値を上回る利用がみられます

■一時預かり事業の推移（幼稚園預かり保育）単位：利用日数（人日）/実施か所（か所）

		H27年度 (2015)	H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	R元年度 見込み (2019)
計画利用者数		16,125	16,125	16,125	16,125	16,125
実績	利用日数	11,312	10,842	11,364	13,843	7,466
	実施か所数	3	3	3	3	3

■幼稚園預かり保育以外の事業の推移 単位：利用日数（人日）/実施か所（か所）

		H27年度 (2015)	H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	R元年度 見込み (2019)
計画利用者数		160	170	170	180	180
実績	一時預かり事業 実施か所数	7	7	7	7	7
	一時預かり事業(在園 児対象型以外)利用日 数	49	35	50	39	20
	子育て援助活動支援 事業による利用日数	142	157	112	224	231
	利用日数計	191	192	162	263	251

(9) 延長保育事業（時間外保育）

○延長保育事業の利用者数は、平成 28 年度以降、計画値を上回る利用となっています。

■延長保育事業の推移

単位：利用者数（人）/実施か所（か所）

		H27 年度 (2015)	H 28 年度 (2016)	H 29 年度 (2017)	H 30 年度 (2018)	R 元年度 (2019)
計画利用者数		194	191	188	185	179
実績	利用者数	153	218	235	200	223

(10) 病児保育事業、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）

○病児保育事業、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）については、本市では実施していません。

■病児保育事業子育て援助活動支援事業の推移

単位：利用日数（人日）

		H27 年度 (2015)	H 28 年度 (2016)	H 29 年度 (2017)	H 30 年度 (2018)	R 元年度 (2019)
計画利用者数		42	42	41	40	40
実績	病児保育事業(か所)	0	0	0	0	0
	病児保育事業	0	0	0	0	0
	子育て援助活動支援事業	0	0	0	0	0

(11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

○放課後児童健全育成事業については、計画期間において低学年、高学年ともに利用者数は増加しており、平成 28 年以降は計画値を上回る利用となっています。

■放課後児童健全育成事業の推移

単位：利用者数（人）/実施か所（か所）

		平成 27 年 (2015)	平成 28 年 (2016)	平成 29 年 (2017)	平成 30 年 (2018)	平成 31 年 (2019)
計画値	低学年の計画利用者数	234	232	222	221	220
	高学年の計画利用者数	147	142	144	140	139
	計	381	374	366	361	359
実績	低学年の利用者数	301	343	381	388	448
	高学年の利用者数	69	90	153	180	221
	計	370	433	534	568	669

※各年 5 月 1 日現在

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

○実費徴収に係る補足給付を行う事業については、教育・保育の無償化に伴い、令和元年10月より実施しています。

(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

○多様な事業者の新規参入を支援するほか、特別な支援が必要な子どもを受け入れる認定こども園の設置者に対して、必要な費用の一部を補助する事業ですが、本市では実施していません。

4 ニーズ調査の結果概要

教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを算出し、また、子育て家庭の状況を把握し、施策検討の参考とするため、就学前児童・小学生の保護者を対象にニーズ調査を実施しました。実施概要及び結果の概要は以下のとおりです。

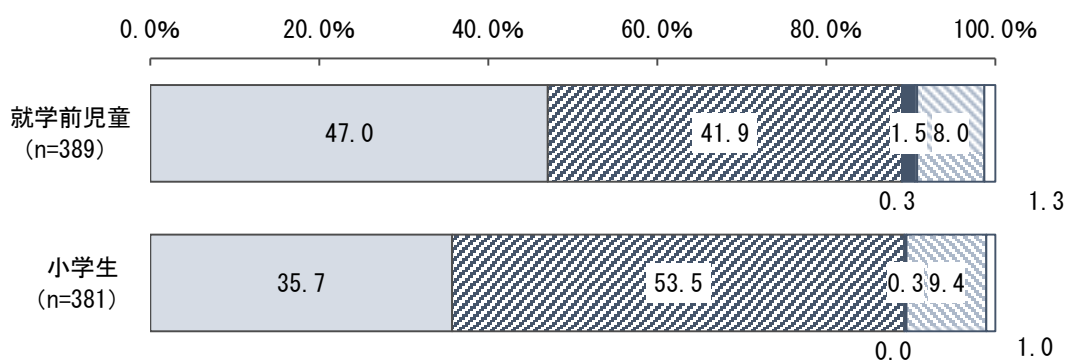
- 調査対象：市内在住の就学前児童がいる家庭の保護者 750 人
市内在住の小学生（3年生以下）がいる家庭の保護者 750 人
- 調査期間：平成 30 年 11 月 30 日 ～平成 30 年 12 月 14 日
- 調査方法：郵送配付・回収
- 配付・回収：以下のとおり

種別	配付数	回収数	回収率
就学前児童	750 票	389 票	51.9%
小学生	750 票	381 票	50.8%
合計	1,500 票	770 票	51.3%

(1) 子育ての楽しさについて【就学前児童・小学生】

○子育ての楽しさについて、就学前児童、小学生とも「とても楽しい」と「ある程度楽しい」を合わせると、8～9割以上の方が『楽しい』と回答しています。

○小学生では、就学前児童と比べて、「とても楽しい」の割合が低く、「ある程度楽しい」、「どちらともいえない」の割合が高くなっています。



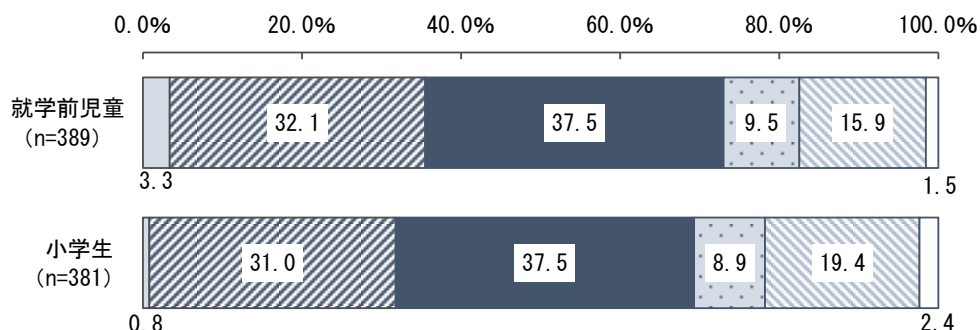
□とても楽しい □ある程度楽しい ■あまり楽しくない □まったく楽しくない □どちらともいえない □無回答

※「n」は回答者の母数を示す（以下同）

(2) 子育ての負担感について【就学前児童・小学生低学年】

○子育ての負担感について、就学前児童、小学生とも「あまり感じていない」の割合が約4割で最も高く、「ある程度感じている」が約3割で続いています。

○小学生では、就学前児童と比べて、「どちらともいえない」の割合が高くなっています。



□とても感じている □ある程度感じている ■あまり感じていない □まったく感じていない □どちらともいえない □無回答

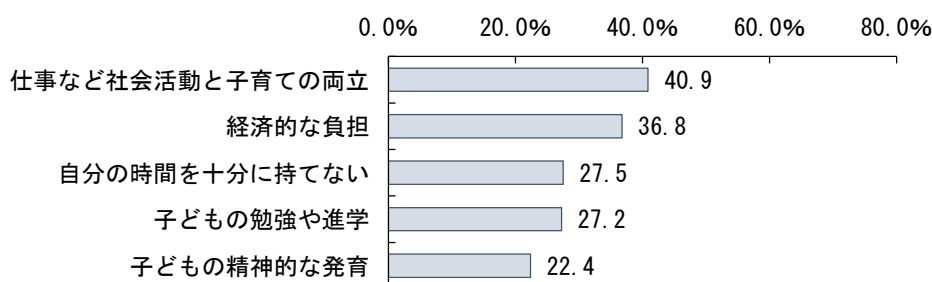
(3) 子育ての不安や悩み（上位5つ）【就学前児童・小学生】

○子育ての不安や悩みについて、就学前児童では、「仕事など社会活動と子育ての両立」の割合が最も高く、小学生では、「子どもの勉強や進学」の割合が最も高くなっています。

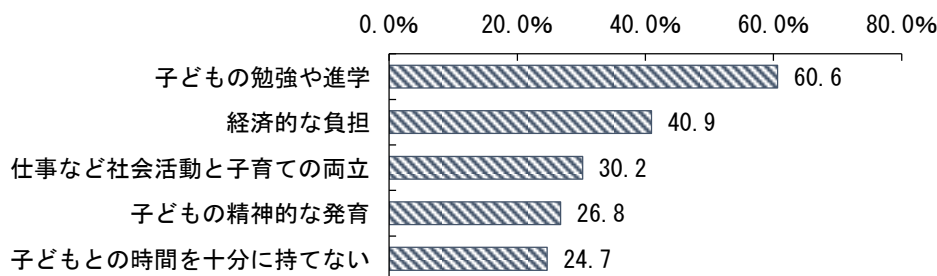
○就学前児童、小学生ともに「経済的な負担」、「子どもの勉強や進学」、「仕事など社会活動と子育てとの両立」、「子どもの精神的な発育」の4項目が上位5つまでに入っています。

○上記以外では、就学前児童では「自分の時間を十分に持てない」、小学生では「子どもとの時間を十分に持てない」が上位に入ってきています。

■就学前児童 (n=389)



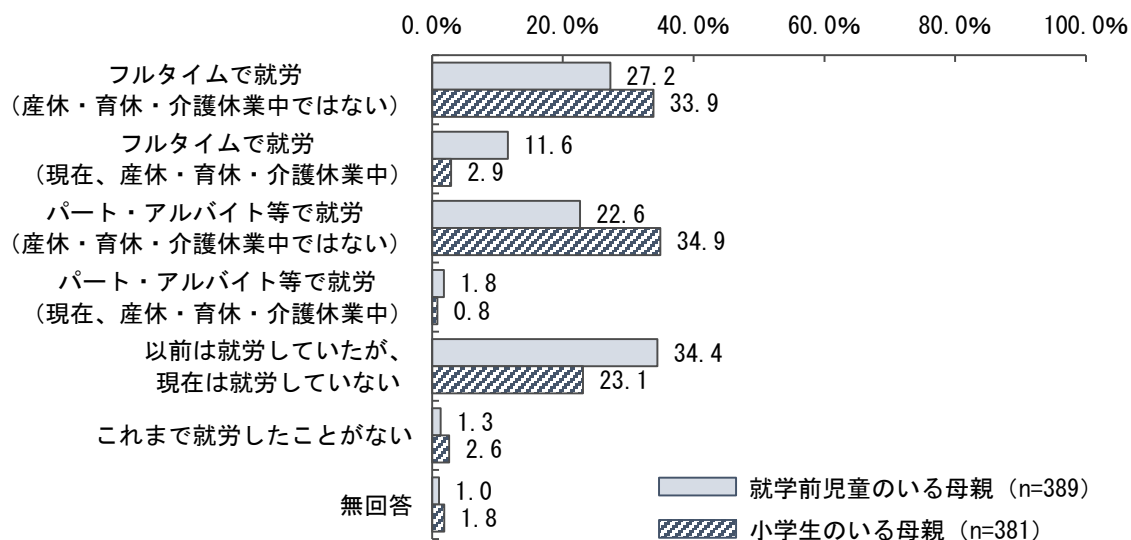
■小学生 (n=381)



(4) 母親の就労状況【就学前児童・小学生】

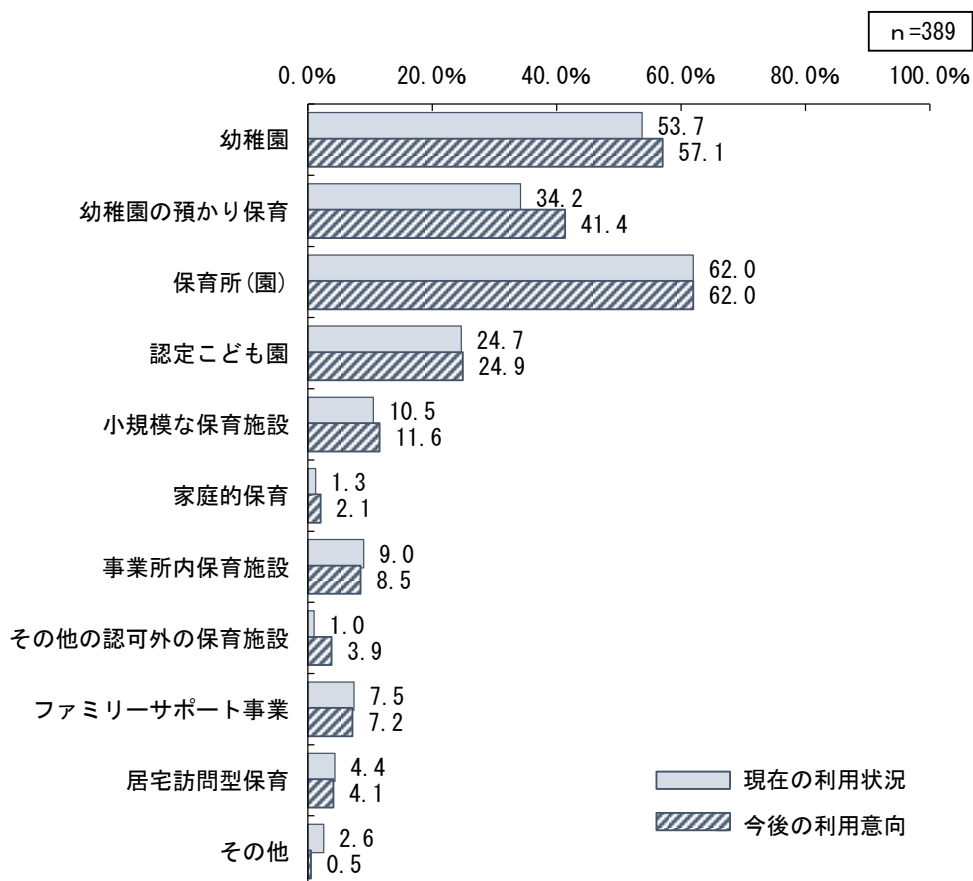
○就学前児童の保護者では、「以前は就労していたが、現在はしていない」の割合が最も高く、次いで「フルタイムで就労」、「パート・アルバイト等で就労」と続いています。

○小学生の保護者では、「パート・アルバイト等で就労」の割合が最も高く、次いで「フルタイムで就労」、「以前は就労していたが、現在は就労していない」と続いています。



(5) 平日、定期的に利用したい教育・保育施設【就学前児童】

○平日、定期的に利用したい教育・保育施設について、「保育所（園）」の割合が約6割で最も高く、次いで「幼稚園」、「幼稚園の預かり保育」、「認定こども園」と続いています。今後、幼児教育が無償化された場合^(※)、定期的にご利用したい事業についても同様の順番ですが、「幼稚園」、「幼稚園の預かり保育」の割合が高くなっています。

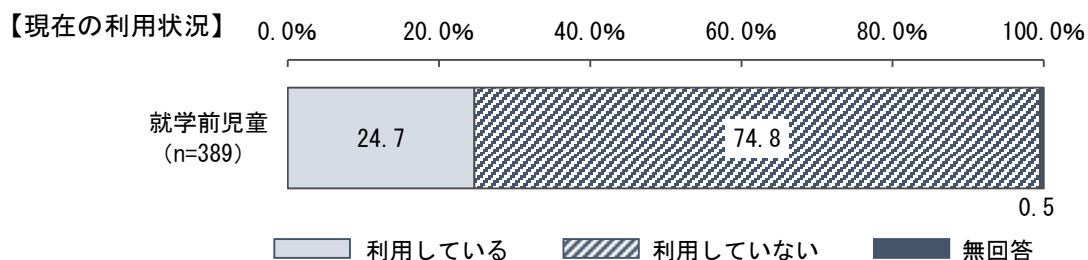


※幼児教育・保育の無償化が実施された令和元年10月以前に調査を実施。

(6) 子育て支援センターの利用状況と利用意向【就学前児童】

○子育て支援センター（ほっとふる・あいあい）の現在の利用状況について、「利用していない」が約7割、「利用している」が約2割となっています。0歳、1歳では「利用している」の割合が約4割となっています。

○今後の利用意向について、「新たに利用したり、利用日数を増やしたりしたいと思わない」が約7割、「利用していないが、今後利用したい」が約2割となっています。0歳では「利用していないが、今後利用したい」の割合が高くなっています。

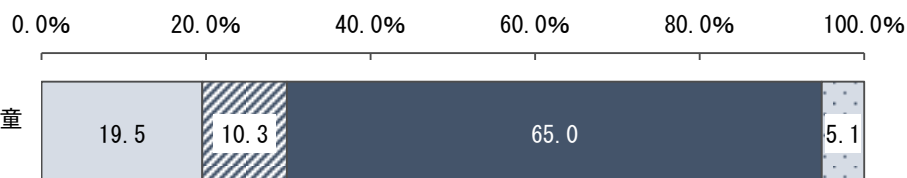


■年齢別集計

単位：%

	n(人)	利用している	利用していない	無回答
全体	389	24.7	74.8	0.5
0歳	105	40.0	60.0	0.0
1歳	68	44.1	55.9	0.0
2歳	46	21.7	73.9	4.3
3歳	53	9.4	90.6	0.0
4歳	43	4.7	95.3	0.0
5歳	65	7.7	92.3	0.0

【今後の利用状況】



□利用していないが、今後利用したい □すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい

■新たに利用したり、利用日数を増やしたいと思わない □無回答

■年齢別集計

単位：%

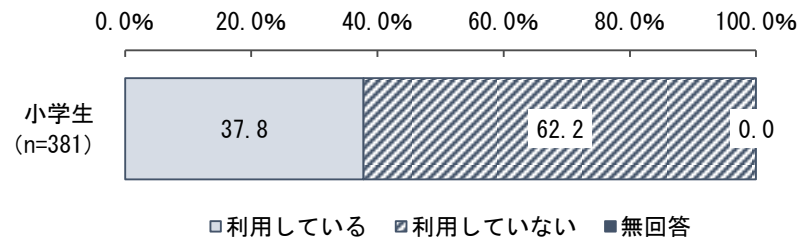
	n(人)	利用していないが、今後利用したい	すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい	新たに利用したり、利用日数を増やしたいと思わない	無回答
全体	389	19.5	10.3	65.0	5.1
0歳	105	36.2	22.9	36.2	4.8
1歳	68	19.1	11.8	58.8	10.3
2歳	46	17.4	2.2	73.9	6.5
3歳	53	18.9	3.8	71.7	5.7
4歳	43	11.6	2.3	86.0	0.0
5歳	65	1.5	6.2	92.3	0.0

(7) 放課後児童クラブの利用状況・利用意向【小学生】

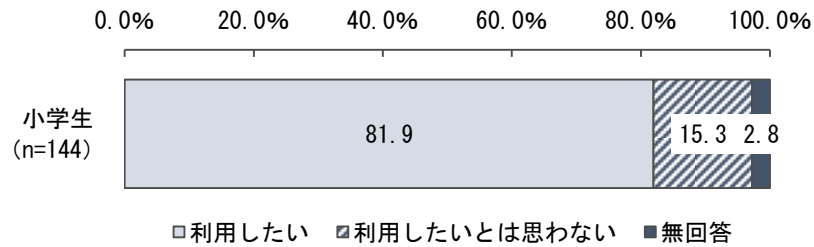
○放課後児童クラブの利用状況について、「利用している」が約4割、「利用していない」が約6割となっています。

○現在、放課後児童クラブを利用している人に、小学4年生以降の利用意向について伺ったところ、「利用したい」が約8割、「利用したいと思わない」が約2割となっています。

【現在の利用状況】



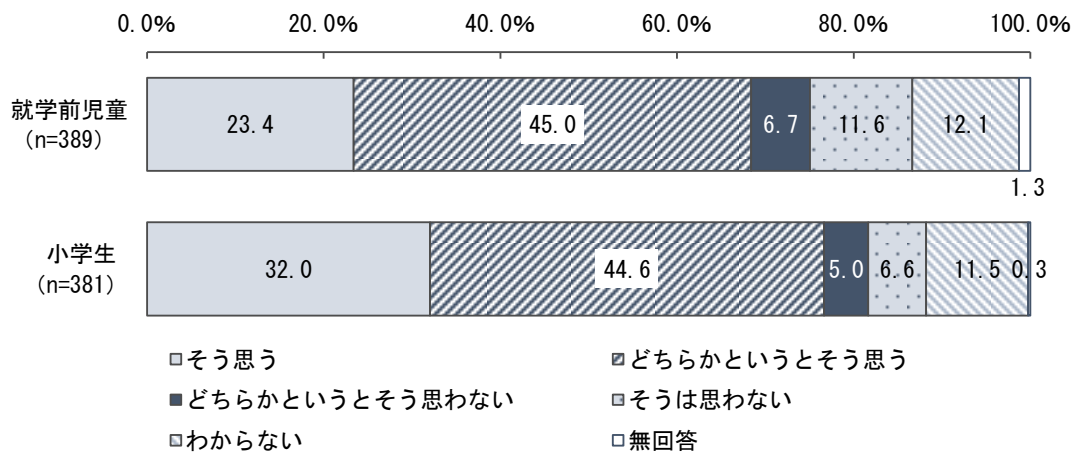
【小学4年生以降の利用意向】



(8) 東松島市は子育てしやすいまちか【就学前児童・小学生】

○東松島市は子育てしやすいまちであると思うかどうかについて、就学前児童、小学生ともに「どちらかというと思う」の割合が最も高く、「そう思う」と合わせると約7~8割の人が肯定的な回答となっています。

○就学前児童の方が、小学生と比べて「そうは思わない」、「わからない」の割合がやや高くなっています。



第3章 子ども・子育て支援の基本的な考え方

1 基本理念

本市のまちづくりの基本理念として「市民協働」があります。東松島市第2次総合計画では、「人育み 人輝く 東松島 ～心ひとつに ともに未来へ～」を将来像に掲げ、ふれあいの輪の中で子育て家庭を支えあい、魅力あるまちづくりと定住の促進を図ること、地域の次世代を担う人材が生まれ、育つ環境づくりを進めること等をまちづくりの基本理念としています。

また、第1期子ども・子育て支援事業計画では、「ふれあいの輪の中で 子育て家庭を支えあうまち～笑顔がイート 子育てイ～ナ ひがしまつしま～」をキャッチフレーズに、子どもの幸せを第一とし、親としての成長を支援しながら、地域全体で子どもの育ちと子育て支援に取り組むことを理念として掲げ、各種施策・事業に取り組んできました。

その後、児童福祉法や児童虐待防止法等の改正においては、「子どもの権利条約」の理念を踏まえた内容が盛り込まれ、子どもの最善の利益、権利擁護のための取り組みが推進されています。

子どもは地域の宝であり、次代を担う未来そのものです。そして、子どもが地域の中でその個性を伸ばし、未来に希望を持って健やかに育っていくためには、その中心となる家庭を支え、地域ぐるみで育てていくことが大切です。

こうした方向性を踏まえ、「ふれあいの輪の中で 子どもたちの笑顔がひろがり 子育て家庭を支えあうまち 東松島」をキャッチフレーズとして設定し、あたたかなまなざしとふれあいの中で、地域全体で子どもたちの笑顔を育み、健やかな成長を支える子育て環境づくりを進めることとします。

【キャッチフレーズ】

ふれあいの輪の中で 子どもたちの笑顔がひろがり

子育て家庭を支えあうまち 東松島

2 基本的な視点

基本理念を踏まえ、計画の推進にあたっての基本的な視点を以下のとおりとします。

視点1 子どもを中心に置いた子育て環境づくり

子どもは、一人ひとりがかけがえのない個性ある存在であり、次世代を担う地域の宝であるとの認識のもと、その健やかな育ちを地域全体で支えることを第一とし、子どもの視点に立った取り組みを推進します。

視点2 子どもや家庭の生活の背景に寄り添った子育て環境づくり

子育ては、保護者が第一義的責任を有するという基本的認識を前提とし、保護者が子育てについての責任を果たし、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう、子育て家庭に寄り添った支援を推進します。

視点3 地域資源を活用した、多様な主体による子育て環境づくり

本市が持つ豊かな自然や地域に根差した産業、貴重な文化財等の地域資源を生かすとともに、地域社会全体が子どもの育ち及び子育て支援の重要性に対する関心と理解を深め、多様な主体が連携し、関わっていく子育て環境づくりを推進します。

3 施策体系

基本理念	基本的な視点	基本目標	基本施策
<p>ふれあいの輪の中で 子どもたちの笑顔がひろがり 子育て家庭を支えあうまち 東松島</p>	<p>く 子どもを中心に置いた子育て環境つ くり</p>	<p>基本目標 1 幼児期の教育・保育の充実</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 保育サービスの充実 2 教育・保育の質の向上と一体的提供の推進
	<p>子どもや家庭の生活の背景に寄り添った 子育て環境づくり</p>	<p>基本目標 2 すべての子どもの健やかな成長の支援</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 子どもの可能性を伸ばす教育の推進 2 障がい児支援・発達支援の充実 3 子どもの安全・安心の確保
	<p>地域資源を活用した、多様な主体による 子育て環境づくり</p>	<p>基本目標 3 安心して産み育てられる環境づくり</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 妊娠・出産期から切れ目のない包括的な支援 2 児童虐待防止対策の強化 3 ひとり親家庭支援の充実
	<p>基本目標 4 地域ぐるみの子育て支援</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 子育て支援施設・子どもの居場所の充実 2 多様な主体による子育て支援の推進 	
	<p>基本目標 5 子育てと仕事の両立支援</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 子育てと仕事の両立を支援する就労環境の整備促進 2 家庭における男女共同参画の推進 	

第4章 幼児期の教育・保育の充実

1 保育サービスの充実

[現状と課題]

子どもの人口は減少していますが、母親の就業率上昇等を背景に保育ニーズが高まっており、平成31年4月現在の本市の待機児童は16人となっています。特に3歳未満児の利用希望者が多く、ニーズに対応した計画的な基盤整備を進めていく必要があります。令和2年4月には民間保育園が1か所開園する予定となっています。

また、家庭の在り方や就労形態の多様化に伴い、多様で柔軟な保育が求められています。特に子どもが病気の際の保育や延長保育、土曜日保育の拡充等について、子どもの最善の利益を踏まえつつ、子育てしやすい環境整備の観点から検討していく必要があります。

[施策の展開]

(1) 待機児童対策の推進

○保育ニーズに対応した保育所の定員拡充及び新たな認可保育所の開園により、待機児童の解消に努めます。

○保育士を確保するため、保育士の待遇改善、働きやすい環境整備に努めるとともに、奨学金返還支援等により本市事業所への就職を促進します。

■主な実施事業

事業名	事業概要
奨学金返還支援事業	保育士や看護師、保健師等、医療・福祉に係る資格を取得し、本市事業所に正規雇用された場合、借り入れた奨学金の返還金額の一部を助成します。

(2) 多様な保育ニーズへの対応

○働き方の多様化に対応した保育ニーズを把握しつつ、多様な保育サービスの充実に努めます。

■主な実施事業

事業名	事業概要
延長保育事業	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間、保育所等において保育を実施します。
一時預かり事業	主として昼間に、幼稚園、保育所において、一時的に預かり保育を行います。幼稚園在園児に対しては、「幼稚園における預かり保育」（幼稚園型）により、それ以外に対しては、「保育所における一時保育」（一般型）により実施します。
病児保育事業	子どもが病気やケガで通常利用している幼稚園や保育所が利用できない場合に、一時的に子どもを預けることができる体制の確保を検討します。

(3) 地域型保育事業の推進

- 3 歳未満児の保育ニーズに対応するため、認可外保育施設、特定地域型保育施設の適切な運営に向けた取り組みを推進します。
- 認可外保育施設、特定地域型保育施設から認可保育所もしくは幼稚園への円滑な転園を図るため、連携体制の構築を支援するとともに、交流・情報交換機会の充実を促進します。

■主な実施事業

事業名	事業概要
小規模保育事業	0 歳児から 2 歳児を対象に定員 6 人以上 19 人以下で保育を行う事業です。

(4) 産休・育休後の円滑な利用の確保

- 産前・産後休業及び育児休業中の保護者に対し、様々な機会を通じて教育・保育施設の利用に関する情報提供及び相談支援に努めます。
- 産後の休業及び育児休業の取得状況に応じた年度途中での利用希望状況の把握に努めるとともに、教育・保育施設等と連携しながら、年度途中からでも計画的に受入れが可能な体制の整備に努めます。

■主な実施事業

事業名	事業概要
保育所入所事前申込み制度	産休明け、育児休業終了後の職場復帰が決まっている場合、年度途中の入所について、4月当初の入所申込みと同時に申込みをすることにより、働く母親の育児や仕事復帰への不安を解消します。

2 教育・保育の質の向上と一体的提供の推進

[現状と課題]

乳幼児期は、子どもの健やかな成長の基礎を培う重要な時期であり、質の高い教育・保育の提供が求められます。一方で、近年、子育て支援における保育所等に求められる機能等が拡充し、保育士等にかかる負担も大きくなっており、子どもや保護者と向き合うことができる体制の強化が課題となっています。

本市では、各施設にて職員研修を実施したほか、市主催の研修会も開催し、資質の向上に努めています。関係機関等が実施する外部研修への参加を促すとともに、職員の定着・確保に向け、臨時職員の処遇改善を図っています。また、「幼・保・小連絡会」を行うなど、小学校への円滑な接続と連携体制の強化に努めています。

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況やその変化によらず柔軟に子どもを受け入れることができる施設であり、事業所等の意向を尊重しつつ、認定こども園への移行についての考え方を整理していく必要があります。

[施策の展開]

(1) 職員配置の充実と資質向上

- 子どもの年齢に応じてきめ細かな教育・保育が可能な職員配置の充実に努めます。
- 各施設における職員研修の実施を促進するとともに、関係機関・団体等が実施する外部研修への参加機会確保に努めます。

■主な実施事業

事業名	事業概要
市立施設職員研修の充実	保育士及び幼稚園教諭等が専門的な知識・技術を習得するための研修の開催及び外部研修への参加機会の充実に努めます。
私立施設職員の研修促進	私立施設職員が外部研修への参加等、資質向上に向けた取り組みを支援します。
保育施設・幼稚園における合同研修	市内保育施設、幼稚園の保育士・幼稚園教諭を対象とした合同研修を実施します。

(2) 幼・保・小連携の体制強化

- 幼稚園、保育所、小学校における情報共有や相互理解を深める取り組みを推進し、子どもの発達や生活の連続性を重視しながら、小学校との接続期の連携の充実を図ります。
- 小学校入学後の安定的な学校生活に向け、小学校への体験入学や学校行事等の参加機会の拡充を図ります。

■主な実施事業

事業名	事業概要
幼・保・小連絡会	幼稚園、保育所、小学校で連絡会を開催し、幼児期の課題などの相互理解を深めるとともに、児童の引継ぎ、情報交換を行います。
体験入学・学校行事への参加	幼稚園や保育所等に運動会や発表会等の学校行事への参加案内を行い、参加を促進します。

(3) 地域型保育事業と教育・保育施設との連携促進

- 認可外保育施設、特定地域型保育施設の適切な運営に向けた取り組みを推進します。
- 認可外保育施設、特定地域型保育施設から認可保育所もしくは幼稚園への円滑な転園を図るため、連携体制の構築を支援するとともに、交流・情報交換機会の充実を促進します。

第5章 すべての子どもの健やかな成長の支援

1 子どもの可能性を伸ばす教育の推進

[現状と課題]

政治・経済のグローバル化や情報ネットワーク社会の到来など、変わり続ける社会の中で生き抜く力を養うとともに、不登校やいじめ、引きこもりなどの課題に対応していくことが求められています。

本市においては、震災の影響とその後の復興の進展に伴い、子どもたちの生活環境は大きく変化し、落ち着いて学習することや、それまでの生活習慣を続けることができないなどから、児童生徒の学力や生活習慣に課題もみられます。また、家庭環境の変化や心身の不調などを要因とした「不登校」の出現率も高くなっており、激変する家庭環境や生活環境の子どもたちへの影響を十分に踏まえた上で、一人ひとりの学習習熟度や心身の発達程度に応じた支援を行う体制の強化を図っていく必要があります。

本市では、確かな学力を身につけさせるため、学習意欲の向上及び学習習慣の定着と思考力・判断力・表現力などの育成に取り組むとともに、外国語指導助手（ALT）の配置や ICT 機器の活用等を推進しています。また、いじめや不登校を生み出さない魅力的な学校づくりを推進するとともに、不登校状態にある子どもたちの居場所づくりとして子どもの心のケアハウスを設置し、学校や各種相談員・指導員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、関係機関等が情報を共有しながら、様々な困難を抱える子どもやその保護者の支援にあたっています。

今後も引き続き、一人ひとりの個性や能力を伸ばし、「生きる力」を身につける学校教育を推進するとともに、学校、家庭、地域の連携を強化しながら、地域全体で子どもを育てる意識を醸成し、連携して取り組む体制のさらなる強化が必要です。

[施策の展開]

(1) 「生きる力」を育む学校教育の充実

- 基礎学力の定着を図るため、様々な環境にある児童生徒一人ひとりに自ら学ぶ意欲を育成します。
- 地域特性を生かしつつ、中学校区単位での小・中連携教育を推進することで、小・中 9 年間を見据えた連続性・一貫性のある学習指導を実践します。
- 教育活動全体を通じ、命の大切さ、思いやりや感謝の念、人や地域との関わりの重要性等に気付かせる心の教育の充実に努めます。

■主な実施事業

事業名	事業概要
学力向上推進事業	地域や学校及び児童生徒の実態や課題を踏まえ、基礎的・基本的な知識等を習得させ、これらを活用して課題を解決するための思考力、判断力、表現力を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養います。

事業名	事業概要
小・中学校語学指導(ALT)事業	外国語語学指導助手(ALT)を活用した授業を通じて、国際理解を図るとともに、楽しく英語に慣れ親しませながら、コミュニケーション能力の素地や基礎を養う外国語教育の充実を図ります。
学校情報化推進事業	各学校における教育の情報化のため、校務用及び教育用PCを整備するとともに、安定稼働できるネットワーク環境の構築を推進します。

(2) 地域・家庭における教育の推進

○家庭、学校、地域、ボランティア、民間団体などと連携し、コミュニティ・スクールの仕組みを活用し、地域ぐるみで子どもたちを育てる体制づくりを推進します。

■主な実施事業

事業名	事業概要
協働教育推進事業	家庭・学校・地域・行政の連携による協働のまちづくりの機運を高め、社会の中でたくましく生きる子どもたちを地域全体で育むため、地区民が組織的に学校を支える仕組みをつくり、協働した教育活動を行います。
コミュニティ・スクール推進事業	すべての小中学校においてコミュニティ・スクールの仕組みを活用し、小中連携とともに、家庭・地域等の学校運営への参画を一層推進します。
家庭教育振興事業	乳幼児を持つ親等を対象に「すこやか学級」を開催し、学習や交流を通じて望ましい保護者としての知識・技能の習得を支援します。
青少年育成事業	青少年の豊かな人間性を育み、自立と社会参加を促すため、ボランティア団体、子ども会活動等の活動支援やジュニアリーダーの研修等を行います。
中学校部活動指導者派遣事業	専門的な技術指導力を備えた適切な指導者を必要とする中学校運動部活動に派遣し、運動部活動の充実を図ります。

(3) 特別支援教育の充実

○特別支援学校のコーディネーターや保健師、関係機関等との連携を密にし、発達障がいを含め、障がいのある子どもに対して、一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切かつ連続的な支援を行います。

○障がいのある子どもとない子どもがともに学ぶことのできる環境整備の充実を図ります。

■主な実施事業

事業名	事業概要
特別支援教育事業	特別支援教育支援員を配置し、学校生活上で配慮を要する児童生徒の教育活動を支援します。また、ものづくりや体験学習等の共同学習を実施し、子どもたち同士の交流を通じた社会性・協働性を育みます。

(4) 安心して学ぶことのできる教育環境づくり

○児童生徒の健やかな成長を促すために、家庭や学校等における生徒指導上の諸問題や経済的課題に対する適切な支援が行えるよう、相談体制などの充実を図ります。

■主な実施事業

事業名	事業概要
スクールソーシャルワーカー活用事業	小中学校における相談活動や関係機関との連携体制を充実させ、児童生徒及び保護者が抱える不安や課題に寄り添った相談支援を行います。
いじめ・不登校対策事業	いじめや不登校の未然防止に向けて、学校と家庭・地域が連携し、「絆づくり」「居場所づくり」を重視した魅力ある学校づくりを推進します。また、児童生徒や保護者が抱える課題の早期改善や不安の解消に向けて、各種相談員やスクールカウンセラー等による相談支援や心のケアを行います。
子どもの心のケアハウス運営支援事業	学校外にケアハウスを設置し、不登校児童生徒の学習支援を行うとともに、心のケアに関する相談及び学校（学級）復帰・集団復帰に向けた適応支援等を行います。
就学援助事業	経済的理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対し、就学経費の一部を助成します。

2 障がい児支援・発達支援の充実

[現状と課題]

子どもの健やかな育ちを等しく保障するためには、障がい児や発達が気になる子など特別な支援が必要な子どもに対し、一人ひとりの状況や発達に応じた一貫した支援が必要です。

児童福祉法の改正により、障がい児に対する福祉サービスの提供体制を計画的に整備するための「障害児福祉計画」の策定が義務づけられました。また、障害者差別解消法では、子ども一人ひとりの障がいの状態及び発達の過程・特性等に応じた合理的な配慮が求められています。

本市においても、平成 30 年度を初年度とする「第 1 期障がい児福祉計画」を作成し、障がい児福祉サービスの充実に努めつつ、一人ひとりの障がい等に応じた適切な支援につなげるための取り組みを進めています。

引き続き、関係機関の連携と情報共有を推進しながら、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな支援がなされる一貫した相談支援体制の充実を図るとともに、保育所・幼稚園や小中学校をはじめ、各施設及び関係機関のさらなる専門性の向上と体制の強化に取り組んでいく必要があります。

[施策の展開]

(1) 相談・指導体制の充実

- 乳幼児期から学校卒業後にわたる一貫した効果的な相談支援を進めるため、保健、福祉、医療、教育、就労分野における各関係機関による連携強化と情報共有の仕組みづくりを推進します。
- 保育所・幼稚園及び学校をはじめ、医療機関や相談支援事業所等との連携を深めながら、障がいの状況にあった適切な就学指導と教育相談の充実を図ります。

■主な実施事業

事業名	事業概要
すこやかファイルの活用	子どもの生まれてからの発達と成長を一まとめにして記録し、ライフステージに応じた適切なアドバイスやサポートを受けられるようなファイルについて、関係機関との連携による活用を検討します。
教育支援委員会の開催・就学指導ガイダンスの実施 (特別支援教育事業)	一人ひとりの障がいの状況や発達状況、教育上必要な支援を踏まえ、保護者の意向等を勘案し、地域にある様々な資源を活用しながら適切な就学につなげます。

(2) 保育所・幼稚園における障がい児保育の充実

- 保育所・幼稚園等における障がい児の受入れ体制の充実を図ります。
- 保育士、幼稚園教諭の障がいに対する正しい知識の習得と理解を深めるための取り組みを促進し、資質向上を図ります。
- 障がい児が通う保育所等に専門的スタッフが訪問し、障がい児及び保育士等に対しての専門的な支援に努めます。

■主な実施事業

事業名	事業概要
障がい児保育事業	特に配慮を要する児童を健常児とともに集団保育し、児童の健全育成を図るため、より安全で安心できる受入れ体制として、保育所の施設機能の整備や職員配置を実施します。
保育施設・幼稚園における合同研修	市内保育施設、幼稚園の保育士・幼稚園教諭を対象とした障がいに関する合同研修を実施します。
保育所等訪問支援事業	専門職による支援チームが保育所等を巡回訪問し、発達について専門的な支援が必要な子どもに応じた対応方法について助言を行うことで、園における支援体制を整えます。

(3) 放課後等の居場所の確保・充実

- 障がいのある子どもが放課後等に安心して過ごすことのできる居場所の確保に努めます。

■主な実施事業

事業名	事業概要
放課後等デイサービス	学校に通学する障がい児に対し、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行います。

(4) 発達障がいの早期支援

- 健診等において疾病や発育発達遅滞がみられた場合は、関係機関と連携を図りながら、家族への助言・指導や適切な療育の情報提供等の支援を行い、早期の適切な対応につなげます。
- 学校の担当者が幼稚園や保育所に見学に赴くなど、特別支援コーディネーター研修会などを通じて、更に積極的な情報収集を推進します。
- 保護者の障がいに対する理解や受容に向けた支援を行い、子どもの状況に応じた適切な子育てや、将来を見据えた早期療育の促進を図ります。
- 専門職が保育所や幼稚園等を巡回訪問し、集団生活の課題から早期に把握し、支援につなぐ体制を整えます。

■主な実施事業

事業名	事業概要
乳幼児健診事後指導	1歳6か月児健診及び3歳児健診の結果に基づき、保健師が継続支援を行い、精神発達等に問題がある児童については、児童相談所で実施する精神発達精密健診及び事後指導につなげます。
保育所等訪問支援事業（再掲）	専門職による支援チームが保育所や幼稚園等を巡回訪問し、集団生活での様子から把握した支援の必要な児童について、個々に適した環境調整や療育支援につなげます。
1歳6か月健診におけるM-C H A Tの導入	発達障がいの早期発見につながるスクリーニングを実施し、早期支援につながる体制を整えます。

(5) 療育体制の強化

- 県発達支援センターをはじめ、関係機関との連携を強化し、障がいのある子どもの発達支援や機能回復、家族への支援などが総合的、効果的に図られるよう努めます。
- 個々のケースに応じた療育方法やカウンセリングなどの情報提供を行うとともに、障がいのある子どもの家族等が集い、互いに悩みを相談できる機会や場の確保を図ります。

■主な実施事業

事業名	事業概要
児童発達支援	未就学の障がい児に対し、日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、集団生活に適應できる必要な指導・訓練を行います。

3 子どもの安全・安心の確保

[現状と課題]

全国各地で地震や台風、大雨等の自然災害が多発し、また、子どもが巻き込まれる交通事故や犯罪被害が発生する中、安全に対する関心が高まり、子どもたちを守るための対策強化が求められています。近年では、携帯電話やスマートフォンを所持する子どもの低年齢化が進み、SNSや出会い系サイト等が絡んだ犯罪に対する不安が大きくなっています。

本市では、子どもの安全対策として、各保育所、幼稚園では園外活動における安全対策の強化や不審者対策等を講じています。学校教育では、安全三領域（災害安全・交通安全・生活安全）について、発達段階に応じた指導を実施しています。また、地域やPTA等による見守り活動や交通安全活動が行われています。

子どもたちの安全を確保していくためには、関係機関や地域の協力・連携が不可欠であり、さらなる連携・情報共有を進め、有効な対策を講じていく必要があります。

[施策の展開]

(1) 防災対策の推進

- 災害時の初動体制や応急対策が速やかに行える体制を強化します。
- 地域の状況に応じた自主防災組織の充実と一人ひとりの防災意識の向上を図り、自らの生命と財産を災害から守る仕組みを整備します。
- 災害時に支援や配慮が必要な子どもたちの安全・安心を守る体制の強化を図ります。

■主な実施事業

事業名	事業概要
防災教育推進事業	防災相互交流事業により、震災の記憶と教訓を伝承するとともに、子どもたち、学校、地域の防災力を高めます。

(2) 防犯・交通安全対策の推進

- 関係機関との連携を図り、子どもたちが犯罪や交通事故に巻き込まれないための対策や行動等について学ぶ機会の充実と啓発活動の推進を図ります。
- 地域全体で見守る体制の強化と活動の活性化を図るとともに、防犯・交通安全施設の整備を推進し、犯罪、交通事故が起きにくい環境づくりに努めます。

(3) 不慮の事故の予防と小児救急の知識・技術の習得支援

- 不慮の事故を予防するための啓発を行います。
- 消防署の協力のもと、応急処置に関する知識の普及を図ります。

(4) 小児医療の充実

- 医療機関と広域的な連携を強化し、子どもたちが安心して医療を受診できる小児医療体制の充実に努めます。
- 子どもの発達や障がいに対して適切な医療を提供できる体制の確保に努めます。
- 予防接種法に基づく定期の予防接種について、保護者への周知徹底と接種促進を図ります。

第6章 安心して産み育てられる環境づくり

1 妊娠・出産期から切れ目のない包括的な支援

[現状と課題]

妊娠・出産は大きな喜びであると同時に、出産や出産後の子育てへの不安や悩みが生じやすいため、安全・安心な妊娠・出産を支援するためには、妊娠・出産に関する正しい知識の普及と意識啓発を図るとともに、不安の軽減を図っていく必要があります。

市では、生後約4か月までの乳児がいる家庭を保健師等が訪問し、健康管理に関する指導や母子保健に係る情報提供、相談や助言等を行っており、産後うつや育児不安の早期把握・支援につなげています。また、乳幼児健診では、子どもの障がいや疾病の早期発見及び育児不安の軽減を図っていますが、未受診者も一定数おり、様々な機会を通じて積極的にアプローチしていく必要があります。

また、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を行う体制として「子育て世代包括支援センター」を設置し、母子保健及び子育てに関する相談支援等を行っています。

今後も受診後にきめ細かな支援を継続していくためには、マンパワーを確保するとともに、専門的な人材の育成や専門機関等との連携が不可欠であり、県や関係機関と連携しながら強化を図っていく必要があります。

[施策の展開]

(1) 妊娠・出産支援の充実

- 妊娠・出産に関する正しい知識の普及を図るとともに、不安や悩み、経済的負担を軽減し、心身の健康の確保を図るための様々な支援の充実を図ります。
- 不妊治療に関する各種情報提供に努めるとともに、不妊治療にかかる経済的負担の軽減を図ります。

■主な実施事業

事業名	事業概要
妊婦健診事業	妊婦に対する健康診査を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施します。
妊産婦訪問指導	妊産婦の希望等により保健師等が家庭に訪問し、治療が必要な場合には受診勧奨するとともに、ハイリスク妊婦への早期支援を図ります。
乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。
養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等を行います。
産前産後ヘルパー事業	妊娠中・出産後、日中に家族の支援が受けられず、家事や育児が困難な家庭にヘルパーを派遣し、家事や育児の支援を行います。
特定不妊治療費助成事業	妊娠できず、特定不妊治療を受けている夫婦に対して、医療費の助成を行います。

(2) 乳幼児の健康支援の充実

- 乳幼児期の健康や発達・発育等に関する知識の習得支援や家庭での実践の促進、相談支援等の充実を図り、子どもの心身の健やかな成長と発達等に対する不安の軽減を図ります。
- 健診未受診者の把握と多様な機会を通じたアプローチにより、受診勧奨及び状況把握に努めます。
- 健診結果を踏まえ、保健師が継続支援し、必要に応じて専門機関につなげます。

■主な実施事業

事業名	事業概要
乳幼児健診	問診や計測・診察により、お子さんが健康で順調に育っているかを確認し、必要に応じて保健指導を行います。

(3) 包括的な支援体制の充実

- 安全・安心な妊娠・出産を支援するために、支援が必要な妊婦には、医療や関係機関と連携を図り、継続的に支援します。
- 育児に関する相談窓口の周知と機能強化を図るとともに、それぞれの窓口に寄せられて相談に対し、適切な支援につなげるための関係機関のさらなる連携を推進します。

■主な実施事業

事業名	事業概要
子育て世代包括支援センター事業	妊娠期から子育て期にわたり、切れ目のない支援を提供できるように、きめ細やかな相談支援等を行います。

2 児童虐待防止対策の強化

[現状と課題]

児童虐待の社会問題化を受け、児童虐待防止法等が改正され、児童相談所の体制強化や子どもへのしつけを名目とする体罰の禁止が規定されました。しかしながら、児童虐待は、決してやりたくてしているものではなく、虐待の発生防止に向けて、様々な困難等を抱えている家庭に寄り添った支援が必要です。

市では、乳児家庭全戸訪問事業等で把握した育児上支援が必要な家庭に対し、関係機関との連携のもと、保健師等による家庭訪問を実施し、育児養育状況の改善や育児不安の軽減を図っています。また、家庭児童相談員や子育て支援センター等が相談窓口となり、相談対応するとともに、必要に応じて関係機関につなげています。

さらに、要保護児童対策地域協議会では、保健、福祉、医療、教育等の各分野における関係機関が集まり、虐待予防と早期発見、早期対応に向けた情報共有や個別ケースの検討を行っています。

引き続き、虐待の発生予防に向けた取り組みを推進するとともに、しつけと体罰の違いの周知徹底や虐待の早期発見と適切かつ迅速な対応に向けて、関係機関と連携しながら体制の強化を図っていく必要があります。

[施策の展開]

(1) 虐待の発生予防の推進

- 子育てサークルや地域活動への参加を勧めるなど、子育て親子同士や地域住民との交流を促進し、子育て家庭の負担軽減や孤立防止を図ります。
- 育児不安を抱え、何らかの支援を必要としている家庭について、様々な機会を通じて把握し、保護者への助言・指導につなげるとともに、育児家事援助を行います。

■主な実施事業

事業名	事業概要
地域子育て支援拠点事業	子育て支援センター（ほっとふる・あいあい）において、乳幼児及びその保護者相互の交流や子育てについての相談、情報提供、助言その他の援助を行います。
乳児家庭全戸訪問事業（再掲）	生後 4 か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。
養育支援訪問事業（再掲）	乳児家庭全戸訪問事業等により把握した育児上支援が必要な家庭に対し、関係機関との連携のもと、保健師等による家庭訪問を実施し、育児養育状況の改善や育児不安の軽減につなげます。
産前産後ヘルパー事業（再掲）	妊娠中・出産後、日中に家族の支援が受けられず、家事や育児が困難な家庭にヘルパーを派遣し、家事や育児の支援を行います。

(2) 児童虐待に関する相談機能の充実

- 児童虐待に悩む保護者が相談しやすく、適切な助言・指導を行うことができる相談機能の充実を図ります。
- 子育て支援センターにおいて、子育てに関する相談や情報提供を行い、育児不安の解消に努めます。
- 児童虐待に関する各種相談窓口の周知を図ります。

■主な実施事業

事業名	事業概要
家庭児童相談員の設置	心身障がいや不登校、学校での人間関係、家族関係、性格・生活習慣、発達、言葉の遅れ、非行の問題を抱える児童や当該児童の保護者の相談に対し、必要な指導を行うことで、虐待の未然防止に努めます。

(3) 児童虐待についての知識や理解を深めるための取り組みの推進

- 要保護児童対策地域協議会等において、児童虐待に関する研修等を実施します。また、関係機関職員を対象とした研修の開催及び外部研修等への参加促進を図ります。
- 子育てサークル活動等において、関係機関と連携した各種講座等の開催を行い、保護者の児童虐待に対する理解促進を図るとともに、正しい知識や的確な対応方法の習得促進を図ります。
- 子どもを対象に、自身が持つ権利について知り、虐待・誘拐・いじめ等から身を守る意識を養い、SOSを発信できるようにすることを目的とした講座等を実施します。

(4) 関係機関の連携強化

- 保健、福祉、医療、教育等の各分野における関係機関の連携を強化し、個別ケースの検討など虐待の防止及び早期発見・早期対応に向けた情報共有を図ります。
- 民生委員・主任児童委員やボランティア団体等との連携及び情報共有を図り、虐待防止及び早期発見・早期対応につなげます。
- 児童相談所や児童養護施設等の関係機関及び民間団体との連携を深め、家庭復帰後の虐待防止に向けた連携した取り組みを推進します。

■主な実施事業

事業名	事業概要
要保護児童対策地域協議会	関係機関や地域関係者との連絡を密にし、取り組みを強化し、虐待の未然防止、早期発見とともに迅速で的確な対応を図ります。

(5) 地域における見守り体制の充実

○広報や市ホームページ等に、子どもの人権や児童虐待について地域住民の理解を促進するとともに、近隣の子育て家庭に対する声かけを促すなど、地域全体で見守る体制づくりを図ります。

○児童虐待防止法の趣旨及び通報義務の周知を図り、虐待が疑われる場面等を見聞きした場合の連絡・通報を促進し、早期発見・早期対応につなげます。

3 ひとり親家庭支援の充実

[現状と課題]

ひとり親家庭は、子育てと家計の担い手としての役割を一人で担っており、心身ともに大きな負担を抱えている場合が多く、また、就労環境においても、非正規雇用の割合が高いなど不安定な立場に置かれています。

少子化の影響や離婚数の減少等を背景に、本市の母子・父子世帯数は減少してきており、平成27年現在、母子世帯が264世帯、父子世帯が38世帯となっています。

本市では、児童扶養手当現況届期間中にハローワーク職員が出張窓口を開設し、就労に関する相談を実施するほか、就職の際、有利となるよう資格取得にかかる訓練費を支給しています。また、保育所、放課後児童クラブ入所判定時に加点等による配慮などにより、ひとり親家庭の親の就労を支援しています。

引き続き、経済的自立に向けた就労支援の充実を図るとともに、子育てにかかる負担軽減を図るための相談体制の充実や生活支援に取り組んでいくことが必要です。

[施策の展開]

(1) 就労支援等による経済的自立支援

- ハローワークによる就労支援の周知や利用促進など連携した取り組みを推進します。
- 母子家庭等が安心して子育てをしながら働くことができるよう、保育所や放課後児童クラブの利用に際しての配慮を行います。
- 児童扶養手当の支給及び貸付金や各種助成・給付制度等についての周知を図ります。

■主な実施事業

事業名	事業概要
高等職業訓練促進給付金事業	母子父子家庭の生活安定のための就業にかかる資格取得を促進するため、資格取得にかかる訓練費を支給します。

(2) ひとり親家庭に対する生活支援の充実

- ひとり親家庭が安心して子育てしながら生活できるよう、一時的な家事援助や保育等のサービスを提供する事業について、実施を検討します。

(3) 相談支援体制の充実

- ひとり親家庭に対する相談支援体制の充実を図るとともに、各種相談機関・窓口の周知を図ります。

■主な実施事業

事業名	事業概要
母子自立支援員の設置	ひとり親家庭等の実情を把握し、それぞれのケースに応じて自立に必要な相談や指導を行う母子自立支援員の設置について検討します。

第7章 地域ぐるみの子育て支援

1 子育て支援施設・子どもの居場所の充実

[現状と課題]

近隣関係の希薄化や核家族化、少子化等により、子育て家庭同士の交流機会が減ってきており、子育て中の親や子どもが孤立しやすい地域環境となっています。

本市では、子育て家庭同士が交流する拠点として、子育て支援センターが2か所設置されており、子育てサークルの活動支援や地域住民等との交流イベントの開催等を実施しています。

また、現在、津波復興拠点内に新しい子育て支援センターの建設を検討しています。子育て支援多機能型施設は、子どもが遊び・体験機能に加え、相談機能、交流機能、預かり機能等を備えることを予定しており、被災子育て世代をはじめとする子育て支援拠点として大きな役割を果たすことが期待されます。

ひとり親家庭や経済的に困窮している家庭等において、長時間にわたる就労等により家に子どもだけで過ごす家庭もあり、多様な関わりを持ちながら、自分らしく過ごすことができる居場所の確保が求められています。

[施策の展開]

(1) 子育て支援拠点の整備・充実

- 乳幼児及びその保護者相互の交流や子育てについての相談、情報提供、助言その他の援助を行う場の充実を図ります。
- 子育て世代等が安心して相談でき、集い交流できる場を提供する子育て支援拠点施設として、「子育て支援多機能型施設」の整備を進めます。

■主な実施事業

事業名	事業概要
地域子育て支援拠点事業（再掲）	子育て支援センター（ほっとふる・あいあい）において、乳幼児及びその保護者相互の交流や子育てについての相談、情報提供、助言その他の援助を行います。

(2) 交流機会の創出、社会的孤立の防止

- 子育てサークルや地域活動への参加を勧めるなど、子育て親子同士や地域住民との交流を促進し、子育て家庭の負担軽減や孤立防止を図ります。
- 地域の実情に応じて、地域住民が世代を超えて気軽に集えて、顔なじみの関係が生まれる居場所づくりを促進します。

■主な実施事業

事業名	事業概要
子育てサークル支援	子育てサークルの立ち上げ相談や運営支援等を行います。

(3) 子どもの居場所づくり

- 子どもが放課後等に安全・安心して過ごすことができる場の充実に努めます。
- 地域における学習支援等を通じて、子どもの居場所や地域の中での多様な関わりの創出を図ります。

■主な実施事業

事業名	事業概要
放課後児童クラブ	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後に過ごす場所を確保し、その健全な育成を図ります。
放課後子供教室	地域住民の参画を得て、放課後等にすべての児童を対象として学習や体験・交流活動を行います。
放課後子ども総合プランの推進	すべての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子供教室を一体的に実施する体制の充実に努めます。
放課後等デイサービス(再掲)	学校に通学する障がい児に対し、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行います。
学習支援ボランティア事業	地域の市民センターや地区センターにおいて、すべての児童を対象とした学習ボランティアによる学習会を開催します。

2 多様な主体による子育て支援の推進

【現状と課題】

核家族化や近隣関係の希薄化等を背景に、家庭における子育ての負担感が強くなってきており、地域社会全体で子どもを育み、子育て家庭を支えていくことが求められています。

一方で、子どもの健全な育成において家庭教育が果たす重要性が指摘されており、悩みや不安を相談できる場の充実が求められています。

地域で子育てを支える仕組みの一つとして、ファミリー・サポート・センターがありますが、利用者も限定されているなど地域に根付いたサービスとまでは至っておらず、提供会員を確保しつつ、制度を周知し、利用促進を図っていく必要があります。

また、保育所、幼稚園は、通園している子どもへの支援だけでなく、地域の子育て家庭を支えるための拠点として親の育ちや子育て支援を行っています。

今後も、地域資源を活用し、地域住民の理解や協力を得ながら、地域ぐるみで子どもを育て、子育て家庭を支える環境づくりを推進していく必要があります。

【施策の展開】

(1) ファミリー・サポートの推進

○地域住民による子育ての相互援助活動での活性化を図ります。

○ファミリー・サポートによる病児・病後児対応ができる体制の確保に努めます。

■主な実施事業

事業名	事業概要
子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行います。

(2) 地域の子育て支援機能の強化

○地域の子育て支援機能を担う拠点の一つとして、教育・保育施設等において、子育て家庭同士や地域住民との交流の場の充実や育児不安の解消等に向けた取り組みを促進します。

■主な実施事業

事業名	事業概要
教育・保育施設地域活動事業	幼稚園や保育所等に通っていない子育て家庭を対象に育児相談や世代間・異年齢児交流事業等の活動の充実を図ります。
子育て支援担当職員の専任化の促進	教育・保育施設等において地域の子育て支援担当職員の専任化を促進し、地域の子育て家庭に対する支援機能の強化を図ります。

第8章 子育てと仕事の両立支援

1 子育てと仕事の両立を支援する就労環境の整備促進

[現状と課題]

母親の就労意欲が高まり、また、人口減少への対応として女性労働力が期待されている一方で、就労する母親は家事・育児との両立に悩み、父親の育児休業の取得が進まないなど、職場における子育て家庭への理解が十分にされているとはいいがたい状況です。

市では、子育て家庭の保護者等を雇用する事業主に対し、育児休業制度や短時間勤務制度など、仕事と生活の調和の実現に向けた各種法令・制度の周知を図っています。

今後は、引き続き各種制度に基づく各企業の積極的な取り組みを促進するとともに、子育て家庭が働きやすい職場の雰囲気や協力体制づくりに向けた機運の醸成を図っていく必要があります。

一方、若者・子育て世代の結婚・出産を阻む要因の一つとして、不安定な収入や経済面での負担などがあげられています。地方創生の取り組みと連携し、若者・子育て世代の雇用創出と就労環境の改善に取り組んでいく必要があります。

[施策の展開]

(1) 企業に対する情報提供・啓発

○子育て家庭の保護者等を雇用する事業主に対し、育児休業制度や短時間勤務制度など、仕事と生活の調和の実現に向けた各種法令・制度の周知を図ります。

○仕事と育児・介護の両立に積極的に取り組む企業等に対する認定制度やインセンティブの付与等について検討します。

(2) 国・県への働きかけ

○育児休業取得者や子育て家庭が働きやすい職場環境づくりに積極的に取り組む事業所に対する支援の拡充に向け、国・県への働きかけ等を推進します。

(3) 若者・子育て世代の雇用創出

○企業誘致を推進し、雇用の創出を図ります。

○商工会、地元金融機関のノウハウ、HOPEの枠組みを活用した地域創業やコミュニティビジネスの事業化を支援します。

2 家庭における男女共同参画の推進

[現状と課題]

結婚・出産後も働く女性が増え、仕事と子育ての両立に向けた環境整備が推進されている一方で、「夫は仕事、妻は家庭」といった考え方も根強く、就労している女性にとっては、仕事と子育て双方に負担がかかっている状況も多くみられます。

本市では、男女共同参画週間にあわせて広報誌に啓発記事を掲載するほか、子育て教室や各種講座等を通じて、父親の育児参加を促しています。

子育てに対する考え方や意識、価値観は多様であり、尊重されるべきものですが、仕事と子育ての両立を支援する視点から、子育てにおける男女共同参画に対する意識の醸成を図りつつ、より多くの男性が家事・育児に積極的に参加するきっかけづくりに取り組んでいく必要があります。

[施策の展開]

(1) 働き方の見直し

○男女がともに協力しあい、子育てに向き合うことができるよう、男女を問わず仕事と子育ての両立が可能な働き方の見直しに向けた意識啓発を図ります。

■主な実施事業

事業名	事業概要
各種講座、講演会、学習機会（出前講座）	市民活動団体と協力し、男女共同参画について理解を深める講座・シンポジウムを開催します。

(2) 男性の家事・育児の促進

○家庭における男女共同参画意識の醸成を図りつつ、男性の家事・育児の実践に向けた各種教室や体験機会の充実等の取り組みを推進します。

■主な実施事業

事業名	事業概要
父親の育児参画講座	父親の育児参画を促すための講座を開催します。

第9章 量の見込みと確保方策

1 教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域とは、地理的条件、人口、交通事情、その他の社会的条件等を総合的に勘案し、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を定め、地域型保育事業等の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定するもので、教育・保育提供区域ごとに量の見込みを算出し、その確保方策を示すこととなっています。

本市においては、地理的状況及び供給体制の整備状況等を踏まえ、市全域を一つの提供区域と定めることとします。



2 教育・保育施設の量の見込みと確保の方策

国から提示される基本指針等に沿って、教育・保育提供区域ごとに、計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」を定めます。

また、設定した「量の見込み」に対応するよう、教育・保育施設及び地域型保育事業による確保の内容及び実施時期を設定します。

計画期間における量の見込み、確保の内容及び実施時期は以下のとおりとします。

(1) 1号認定及び2号認定（幼稚園利用希望）

3～5歳で保育の必要性がない子どもや共働き家庭であっても幼稚園の利用を希望する子どものニーズに対応した幼稚園もしくは認定こども園（幼稚園機能部分）を確保します。

【量の見込みの考え方】

(1号認定)

○保育の必要がない家庭の3～5歳で、「幼稚園」もしくは「認定こども園」の利用を希望する人の割合を推計児童数に乗じて算出しています。

(2号認定で幼稚園利用希望が強い)

○ひとり親家庭及び共働き家庭もしくは共働きの意向がある家庭の3～5歳で、特に幼稚園の利用を強く希望している人の割合を推計児童数に乗じて算出しています。

【確保の方策】

○令和3年度に市立矢本中央幼稚園が閉園する予定ですが、現行設置されている私立幼稚園にてニーズ量に応じた提供体制を確保します。

【単位：人】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	458	436	425	427	421
1号認定（確認を受けない私立幼稚園を含む）	340	323	316	318	313
2号認定のうち幼稚園利用希望	118	113	109	109	108
確保の内容②	680	610	540	540	540
特定教育・保育施設	140	70	0	0	0
確認を受けない幼稚園	540	540	540	540	540
過不足（②-①）	222	174	115	113	119

(2) 2号認定

ひとり親や共働き家庭など、保育の必要性がある3～5歳の子どもニーズに対応した保育所を確保します。

【量の見込みの考え方】

○平成27年度～令和元年度の待機児童を含めた保育利用率¹の伸びを勘案して令和2～6年度の保育利用率を設定し、推計児童数を乗じて算出しています。

【確保の方策】

○私立認可保育所の開設等によりニーズ量に応じた提供体制の確保を図ります。

【単位：人】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	498	488	491	502	505
確保の内容②	511	511	511	511	511
過不足(②-①)	13	23	20	9	6

(3) 3号認定【0歳】

ひとり親や共働き家庭など、保育の必要性がある0歳の子どもニーズに対応した保育所及び地域型保育事業を確保します。

【量の見込みの考え方】

○平成27年度～令和元年度の待機児童を含めた保育利用率の伸びを勘案して令和2～6年度の保育利用率を設定し、推計児童数を乗じて算出しています。

【確保の方策】

○私立認可保育所の開設及び定員の拡大等によりニーズ量に応じた提供体制の確保を図ります。

【単位：人】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	57	58	58	59	60
確保の内容②	45	45	45	51	60
特定教育・保育施設	39	39	39	42	48
地域型保育事業	6	6	6	9	12
過不足(②-①)	-12	-13	-13	-8	0

¹ 保育利用率…対象年齢の全児童数のうち、保育所等を利用する児童の割合

(4) 3号認定【1、2歳】

ひとり親や共働き家庭など、保育の必要性がある1、2歳の子どものニーズに対応した保育所及び地域型保育事業を確保します。

【量の見込みの考え方】

○平成27年度～令和元年度の待機児童を含めた保育利用率の伸びを勘案して令和2～6年度の保育利用率を設定し、推計児童数を乗じて算出しています。

【確保の方策】

○私立認可保育所の開設及び定員の拡大等によりニーズ量に応じた提供体制の確保を図ります。

【単位：人】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	288	290	291	291	290
確保の内容②	282	282	282	288	294
特定教育・保育施設	250	250	250	256	262
地域型保育事業	32	32	32	32	32
過不足(②-①)	-6	-8	-9	-3	4

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の方策

(1) 利用者支援事業

身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

【量の見込みの考え方】

○身近な場所で実施することを踏まえて、実施体制、設置か所等を設定します。

【確保の方策】

○子育て世代包括支援センター(母子保健型)を矢本保健相談センター内に設置し、実施します。

【単位：か所】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施か所数	1	1	1	1	1

(2) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者相互の交流や子育てについての相談、情報提供、助言その他の援助を行う場として、「子育て支援センター」の充実を図ります。

【量の見込みの考え方】

○平成27～30年度の利用率の伸びを勘案して令和2～6年度の利用率を設定し、推計児童数を乗じて算出しています。

【確保の方策】

○引き続き、2か所の子育て支援センター（ほっとふる、あいあい）での実施により、ニーズに対応した提供体制の確保を図ります。

【単位：人回／か所】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	11,057	10,741	10,488	10,233	9,996
確保の方策	2	2	2	2	2

(3) 妊婦健診事業

【量の見込みの考え方】

○当該年度の翌年度 0 歳児の推計児童数に平均受診回数（12 回）を乗じて算出します。

【確保の方策】

○母子健康手帳交付時及び市内に転入する妊婦に対し受診券を交付し、受診促進を図ります。

【単位：回】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	3,456	3,420	3,372	3,336	3,300
確保の方策	3,456	3,420	3,372	3,336	3,300

(4) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

【量の見込みの考え方】

○訪問率 100%を想定し、0 歳児の推計児童数を見込んでいます。

【確保の方策】

○これまで同様、保健師による訪問を実施します。

【単位：人】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	291	288	285	281	278
確保の方策	291	288	285	281	278

(5) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等を行います。

【量の見込みの考え方】

○これまでの訪問実績を踏まえて算出しています。

【確保の方策】

○これまで同様、支援が必要な家庭の把握に努めつつ、保健師による訪問を実施します。

【単位：人】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	54	55	56	57	59
確保の方策	54	55	56	57	59

(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童を児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行うものです。

【量の見込みの考え方】

○すべての家庭類型の0～5歳で、泊まりがけで子どもを預けなければならなかった経験があり、「ショートステイ」を利用したことがある人、「仕方なく子どもだけで留守番をさせた」ことがある人の割合を推計児童数に乗じて算出した値に、利用したい平均日数を乗じて算出しています。

【確保の方策】

○ニーズ調査による量の見込みがゼロであり、受け皿となる施設等もないことから、本計画においては利用を見込みませんが、利用の必要性があった場合は、関係機関及び県・近隣自治体と連携しながら実施することとします。

【単位：人日】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	0	0	0	0	0
確保の方策	0	0	0	0	0

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター事業）

子どもの預かり等の援助を受けることを希望する保護者（利用会員）と子育てを援助しようとする市民（協力会員）との相互援助活動に関する連絡、調整を行うものです。

【量の見込みの考え方】

○平成27～30年度の利用率の平均を令和2～6年度の利用率として設定し、推計児童数に乗じて算出しています。

【確保の方策】

○事業の周知を図るとともに、ニーズに応じた協力会員の確保を図ります。

【単位：人日】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	254	295	319	257	282
確保の方策	254	295	319	257	282

(8) 一時預かり事業

①幼稚園における預かり保育

【量の見込みの考え方】

○平成 27～30 年度の利用実績の伸びを勘案して計画期間の利用率を設定し、3～5 歳児の推計児童数を乗じて算出しています。

【確保の方策】

○私立幼稚園 2 園で預かり保育を実施し、ニーズ量に対応した提供体制の確保を図ります。

【単位：人日】

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み	14,008	13,976	14,308	14,999	15,458
確保の方策	14,008	13,976	14,308	14,999	15,458

②保育所等による一時預かり

【量の見込みの考え方】

○平成 27～30 年度の利用実績の伸びを勘案して計画期間の利用率を設定し、0～5 歳児の推計児童数を乗じて算出しています。

【確保の方策】

○すべての公立保育所において一時預かり事業を実施し、定員の拡充を図りながらニーズ量に対応した提供体制の確保を図ります。

○引き続き、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）において、提供会員の確保に努めます。

【単位：人日】

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み	262	272	287	304	319
確保の方策	262	272	287	304	319

(9) 延長保育事業

【量の見込みの考え方】

○平成 27～30 年度の利用実績の伸びを勘案して計画期間の利用率を設定し、0～5 歳児の推計児童数を乗じて算出しています。

【確保の方策】

○8か所の保育所（園）において延長保育事業を実施し、ニーズ量に対応した提供体制の確保を図ります。

【単位：人】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	236	235	237	241	243
確保の方策	236	235	237	241	243

(10) 病児保育事業

【量の見込みの考え方】

○ひとり親家庭及び共働き家庭もしくは共働きの意向がある家庭の0～5歳で、子どもが病気やケガで幼稚園・保育所等が利用できなかったことがあり「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」と回答した人、「ファミリー・サポート・センターを利用した」、「仕方なく子どもだけで留守番をさせた」と回答した人の割合に推計児童数を乗じた値に利用した平均日数を乗じて算出しています。ただし、日常的もしくは緊急時に子どもをみてもらえる親族または友人・知人がいる人は算定から除いています。

【確保の方策】

○子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）において、病児・緊急対応ができる体制の確保を図り、ニーズ量に対応した提供体制の確保を図ります。

【単位：人日】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	448	434	427	425	421
確保の方策	448	434	427	425	421
病児保育事業	0	0	0	0	0
子育て援助活動支援事業 （病児・緊急対応）	448	434	427	425	421

(11) 放課後児童健全育成事業

【量の見込みの考え方】

○平成 27～30 年度の利用実績の伸びを勘案して計画期間の利用率を設定し、推計児童数を乗じて算出しています。

【確保の方策】

○新たな放課後児童クラブの整備等により、高学年も含めたニーズ量に対応した提供体制の確保を図るとともに、今後のニーズ量を注視しつつ、必要に応じて受入れ体制の整備について検討します。

【単位：人】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	747	848	905	945	965
1年生	195	223	200	192	201
2年生	172	195	223	200	192
3年生	147	172	195	223	200
4年生	112	123	146	165	186
5年生	82	82	91	108	121
6年生	39	53	50	57	65
確保の方策	747	848	905	945	965

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【量の見込みの考え方】

○令和元年度の利用実績（85人）と同程度の利用を見込みます。

【確保の方策】

○引き続き、教育・保育の無償化に伴う給付を実施します。

【単位：人】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	85人	85人	85人	85人	85人
確保の方策	85人	85人	85人	85人	85人

第10章 計画の着実な推進に向けて

1 計画の推進体制

(1) 庁内関係各課の連携した取り組みの推進

本計画は、保健・福祉・教育など様々な分野が実施する事業が関連していることから、推進にあたっては、庁内の関係各課間での連携・調整を行いながら、総合的で効果的な施策展開を図ることとします。

(2) 県・近隣自治体・関係機関との連携

子ども・子育て支援を総合的に推進していくためには、市や市関係機関のみならず、県や県が設置する各種機関、近隣自治体等との連携・協力が必要です。各関係機関との連携を密にし、多様なニーズや専門的な支援に対応したきめ細かな施策の実施を推進します。

(3) 市民や地域との連携及び推進体制の整備

地域が一体となって子育てを支援するためには、市民や地域で活動する各種団体などが本計画について理解し、相互に連携し協力する必要があります。市民が主体的に活動できるよう、また、団体同士がそれぞれ連携を深められる体制の充実を図ります。

2 計画の達成状況の点検・評価

(1) PDCAサイクルによる評価と進行管理

本計画の推進にあたっては、教育・保育施設等の利用者の視点に立ち、個別事業単位及び個別事業を束ねた施策単位で点検・評価を行い、PDCAサイクル（計画—実施—評価—改善・検討）による施策・事業の推進を図ります。

(2) 計画の進捗管理・達成状況の公表

本計画で示した事業の実施状況や達成状況を「東松島市子ども・子育て会議」に報告し、評価を行います。また、広報誌やホームページ等を通じて年度ごとに公表します。

東松島市子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月 発行

発行者：東松島市 保健福祉部 子育て支援課

〒981-0503 宮城県東松島市矢本字上河戸 36 番地 1

TEL : 0225-82-1111 FAX : 0225-82-1110

